

2026年3月2日

お客さま 各位

福井銀行との合併による金利上乗せ定期預金特約の改定について

平素は福邦銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。
このたび、福井銀行との合併に伴い、金利上乗せ定期預金のうち一部商品について取扱いが変更となるため、下記の通り金利上乗せ定期預金に関する特約を改定いたします。

記

1. 変更の概要

(1) 年金定期預金（らんまん・らんまん2）における自動継続時の取扱いについて
自動継続扱いの場合、合併後に満期を迎えると、「スーパー定期（1年もの）」に切り替わり、適用金利は継続日における店頭表示金利となります。これまでの上乗せ金利は適用されませんのでご注意ください。

※従前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

※年金定期預金（らんまん・らんまん2）の新規預入は2026年5月1日（金）をもって終了させていただきます。

(2) 子育て応援定期預金お預入時におけるお子さま人数の確認方法変更について
満18歳以下のお子さまの人数に応じて金利を上乗せいたします。お預入時にお子さま名義の普通預金通帳またはキャッシュカードを提示していただきます。

※お預入日当日にお子さま名義の普通預金口座を開設していただくことも可能です。

2. 改定する規定

- ・年金定期預金「らんまん」「らんまん2」に関する特約
- ・子育て応援定期預金に関する特約

3. 改定日

2026年5月2日（土）

以上

7. (18) 年金定期預金「らんまん」「らんまん2」に関する特約*

※2026年5月2日より新規取扱中止

年金定期預金「らんまん」「らんまん2」（以下、「この預金」といいます）は、預金等共通規定・定期預金共通規定・自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期規定）の定めるところに加え、以下の規定によりお取扱いいたします。

1. 取扱店

全営業店（コンサルティングプラザ・ふくぎんプラザを除く）

2. ご利用いただけるお客さま

- ・当店の年金振込をご指定いただいている個人のお客さま
- ・新たに、当店の年金振込をご指定いただける個人のお客さまで、且つこの預金の満期日までに年金がお振込みとなる方

3. 対象年金の種類

公的年金（国民年金・厚生年金・共済年金）の老齢年金、遺族年金、障害年金および労災年金に限定させていただきます。

4. 預金種類

自由金利型定期預金（M型）（以下、「スーパー定期」といいます）

5. 預入店舗

お1人さま1店舗に限ります。

対象となる年金のお受取口座店（予約・変更を含む）でのお預入れとさせていただきます。

5. 預入金額

この預金の1人あたりのお預入れ金額は次のとおりとします。

- ・「らんまん」：1万円以上1円単位、上限はありません
- ・「らんまん2」：1万円以上1円単位、100万円以内

6. 預入期間

1年

自動継続の場合

- ・らんまん：満期日のお利息の受取方法には、指定口座へご入金する方法と、元金に組入れてご継続する方法があります。
- ・らんまん2：満期日のお利息の受取方法は、指定口座へのご入金のみとなります。

普通扱いの場合、満期日以降にお客さまのお申し出により元金および利息を支払います。

満期日以後の利息は満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

自動解約扱いの場合、満期日に元金および利息をお客さまが指定した普通預金口座に自動的に入金します。（※総合口座通帳の場合、総合口座の普通預金に入金します。）

7. 適用金利

- ・らんまんについて

店頭表示利率+年0.01%（上乗せ金利）

- ・らんまん2について

店頭表示利率+年0.10%（上乗せ金利）

※上記の上乗せ金利は当初お預入れ期間（1年）のみの適用となり、自動継続後の適用利率は自動継続日のスーパー定期1年ものの店頭表示利率となります。

利息は、20.315%の源泉分離課税となります。

2037年12月31日まで「復興特別所得税」が課税されるため、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。

※ただし、マル優ご利用の場合は除きます。

8. お預入時に確認させていただく事項

【年金のお受け取りの確認】

- ①年金を既に当店でのお受け取りのお客さま

年金お受け取り口座の預金通帳

- ②年金を新たに当店でのお受け取りになられるお客さま

お受け取り金融機関として当行の指定のある「年金請求書」または「年金受給権者住所・支払機関変更届」

9. 各種取引の制限

この預金は、次に掲げるお取引のご利用はできません。

- ①ATM を利用したお預入れ
- ②インターネットバンキングを利用したお預入れ

10. 満期日前の解約について

この預金は、原則として満期日前の解約ができません。

やむを得ず満期日前に解約される場合には、上乗せ金利は適用されず、そのお利息は以下の中途解約利率（小数点第4位以下を切り捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

- ①6か月未満の場合

解約日における普通預金の利率

② 6か月以上1年未満の場合

お預入日から解約日まで、スーパー定期にお預入れされた場合に適用するお預入日における店頭表示利率に70%を乗じた利率

11. 規定の適用

この預金に関して、本特約と預金等共通規定・定期預金共通規定・総合口座取引規定・自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期規定）において異なる定めがある場合は、本特約の定めが優先して適用されます。

以 上

7. (17) 子育て応援定期預金に関する特約

子育て応援定期預金（以下、「この預金」といいます）は、預金等共通規定・定期預金共通規定・自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期規定）の定めるところに加え、以下の規定によりお取扱いいたします。

※定期預金通帳には、お子さまの人数に応じて「子育て応援定期（1人）」「子育て応援定期（2人）」「子育て応援定期（3人）」と記載されます。

1. 取扱店

全営業店（コンサルティングプラザ・ふくぎんプラザを除く）

2. ご利用いただけるお客さま

満18歳以下のお子さまがいらっしゃる方

※当行で普通預金口座を開設されている満18歳以下のお子さまの人数に応じて金利を上乗せいたします。（お預入日当日にお子さま名義の普通預金口座を開設していただくことも可能です。）

3. 預金種類

自由金利型定期預金（M型）（以下、「スーパー定期」といいます）

4. 預入金額

10万円以上1円単位、1,000万円以内（お1人さま1,000万円まで）

5. 預入期間

1年

（自動継続扱いのみとなります。満期日のお利息の受取方法には、指定口座へご入金する方法と、元金に組入れてご継続する方法があります。）

6. 適用金利

【初回特別金利】

お子さまが1人の場合 お預入時のスーパー定期1年ものの店頭表示利率+年0.05%

お子さまが2人の場合 お預入時のスーパー定期1年ものの店頭表示利率+年0.10%

お子さまが3人以上の場合 お預入時のスーパー定期1年ものの店頭表示利率+年0.15%

※上記の初回特別金利は当初お預入れ期間（1年）のみの適用となり、自動継続後の適用利率は自動継続日のスーパー定期1年ものの店頭表示利率となります。

利息は、20.315%の源泉分離課税となります。

2037年12月31日まで「復興特別所得税」が課税されるため、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。

※ただし、マル優ご利用の場合は除きます。

満期日到来後は、一般のスーパー定期として継続し、以後この預金としては取扱いいたしません。
継続後の適用利率は、継続日における店頭表示利率となります。

7. お預入時にご提示いただく確認書類

この預金は、お預入時にお子さまの人数が確認できる下記書類を提示していただきます。

- ・ お子さま名義の当行の普通預金通帳またはキャッシュカード

※お預入れ日当日にお子さま名義の普通預金口座を開設していただくことも可能です。

8. 満期日前の解約について

この預金は、原則として満期日前の解約ができません。

やむを得ず満期日前に解約される場合には、初回特別金利は適用されず、その利息は以下の中途解約利率（小数点第4位以下を切り捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

① 6か月未満の場合

解約日における普通預金の利率

② 6か月以上1年未満の場合

お預入日から解約日まで、スーパー定期にお預入れされた場合に適用するお預入日における店頭表示利率に70%を乗じた利率

9. 各種取引の制限

この預金は、次に掲げるお取引のご利用はできません。

- ①ATM を利用したお預入れ
- ②インターネットバンキングを利用したお預入れ

10. 規定の適用

この預金に関して、本特約と預金等共通規定・定期預金共通規定・自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期規定）において異なる定めがある場合は、本特約の定めが優先して適用されます。

以 上